

岩手県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和元年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（特定用途制限地域）
 - （2）名称 陸前高田都市計画特定用途制限地域
- 2（1）種類 地域地区（景観地区）
 - （2）名称 陸前高田都市計画陸前高田景観地区